

探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則

発出年月日：平成19年05月29日

文書番号：沖縄県公安委員会規則 8

公表範囲：全文

(趣旨)

第1条 この規則は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出証明書の返納)

第2条 府令第4条第3項及び第4項の規定による探偵業届出証明書の返納は、探偵業届出証明書の返納届出書（別記様式第1号）により行うものとする。

(身分証明書)

第3条 法第13条第2項に規定する証明書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(行政処分の上申)

第4条 警察署長は、法第14条の規定により必要な措置をとるべきことを指示すること（以下「指示」という。）、法第15条第1項の規定により営業の全部若しくは一部の停止を命ずること（以下「営業停止命令」という。）又は同条第2項の規定により営業の廃止を命ずること（以下「営業廃止命令」という。）が必要であると認めるときは、行政処分上申書（別記様式第3号）に、証拠書類及び関係書類を添えて生活安全部生活安全企画課を経由して公安委員会に上申するものとする。

(指示)

第5条 公安委員会は、指示をしようとするときは、指示書（別記様式第4号）により行うものとする。

(営業停止命令等)

第6条 公安委員会は、営業停止命令をしようとするときは、営業停止命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 公安委員会は、営業廃止命令をしようとするときは、営業廃止命令書（別記様式第6号）により行うものとする。

(行政処分の執行)

第7条 警察署長は、行政処分の執行をするときは、被処分者に指示書、営業停止命令書及び営業廃止命令書を交付し、及び請書（別記様式第7号）を徴するものとする。

(警察本部長への委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、法及び府令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

探偵業届出証明書の返納届出書 年 月 日 沖縄県公安委員会 殿 届出者の商号、名称又は氏名及び住所 印 下記の理由により、探偵業届出証明書を返納します。 記	
事由の発生年月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

別記様式第2号（第3条関係）

（表）

	第 号		↑ 54.0 ミ リ メ ー ト ル ↓
身 分 証 明 書			
写 真	官 職 氏 名		
上記の者は、探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。 年 月 日交付			
沖縄県公安委員会 印			
← 85.6ミリメートル →			

（裏）

探偵業の業務の適正化に関する法律（抜粋）
（報告及び立入検査） 第13条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)から(4)まで 略 (5) 第13条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

別記様式第3号（第4条関係）

第 年 月 号 日 沖縄県公安委員会 殿 警 察 署 長 行政処分上申書	
営業所の商号、名称又は氏名	
所在地	
代表者の住所、氏名及び生年月日	
違反者の住所、職業、氏名及び生年月日	
違反事実の概要	
適用法条	
証拠資料	
過去における行政処分の有無及び行状	
処分に対する警察署長意見	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

別記様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日 号

指示書

住 所
商号、名称又は氏名 殿
（法人にあつては、
代表者の氏名）

沖縄県公安委員会 印

捜査業務の適正化に関する法律第14条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全課）に、この処分に対する異議を申し立てることができる。この処分の日から起算して1年を経過すると異議を申し立てることができなくなる。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県公安委員会に、この処分に対する異議を申し立てることができる。この処分の日から起算して1年を経過すると異議を申し立てることができなくなる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第 年 月 号
日

営業停止命令書

住 所
商号、名称又は氏名 殿
（法人にあっては、
代表者の氏名）

沖縄県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停 止 の 範 囲	
営 業 の 停 止 期 間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
処 分 の 理 由	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全課）に対して異議申立てをすることができ、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」の訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4判とする。

第 年 月 号 日

営業廃止命令書

住 所
商号、名称又は氏名 殿
（法人にあつては、
代表者の氏名）

沖縄県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

商号、名称又は氏名 （法人にあつては、 代表者の氏名）	
処 分 の 理 由	

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4判とする。

別記様式第7号（第7条関係）

請 書

商号、名称又は氏名
（法人にあっては代表者の氏名）
営業所の名称
営業所の所在地

私は、 年 月 日付け沖縄県公安委員会達（沖生企）第 号による の通知を
確かに受領いたしました。

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

氏名

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。